# 踏切道改良促進法施行令 （昭和三十七年政令第三百二号）

#### 第一条（地方踏切道改良計画の写しの送付）

都道府県知事は、踏切道改良促進法（以下「法」という。）第四条第十一項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の規定により地方踏切道改良計画の提出を受けたときは、遅滞なく、地方運輸局長に当該地方踏切道改良計画の写しを送付しなければならない。

#### 第二条（補助の対象とする鉄道事業者）

法第十条第一項の政令で定める者は、次に掲げるものとする。

###### 一

地方公共団体以外の鉄道事業者にあつては、次に掲げる要件に該当するもの

###### 二

地方公共団体である鉄道事業者にあつては、前事業年度における鉄道事業の損益計算において欠損を生じているもの

#### 第三条（補助を行う都道府県又は市町村）

法第十条第二項の規定による補助は、保安設備の整備による改良を実施した指定踏切道が、一般国道又は都道府県道に係る場合は当該指定踏切道の存する都道府県（当該指定踏切道が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の区域内に存する場合は、当該指定都市）が、市町村道に係る場合は当該指定踏切道の存する市町村が行うものとする。

#### 第四条（補助の限度）

法第十条第一項又は第二項の規定による補助は、保安設備の整備による指定踏切道の改良の実施のため直接必要な本工事費、附帯工事費、用地費、補償費、機械器具費及び工事雑費の合計額に、同条第一項の規定によるものにあつては二分の一を、同条第二項の規定によるものにあつては三分の一をそれぞれ乗じて得た額に相当する金額を限度として行うものとする。

#### 第五条（貸付けの対象となる工事）

法第十一条第一項の政令で定める踏切道の改良の工事は、連続立体交差化工事（鉄道の線路の地下移設又は高架移設をすることにより、一連の踏切道を改良する工事をいう。）のうち円滑な交通に著しい支障がある踏切道として国土交通省令で定めるものを改良する工事を含む工事（次条において「特定連続立体交差化工事」という。）とする。

#### 第六条（立体交差化工事施行者の要件）

法第十一条第一項の政令で定める要件は、次のとおりとする。

###### 一

特定連続立体交差化工事に関し、法第四条第一項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の規定により提出された地方踏切道改良計画又は法第五条第一項の規定により作成された国踏切道改良計画（当該国踏切道改良計画の変更があつたときは、その変更後のもの）に照らして適切な工事実施計画を有する者であること。

###### 二

前号の工事実施計画を実施するため適切な資金計画及び収支計画を有する者であること。

###### 三

特定連続立体交差化工事を適確に行う能力を有する者であること。

#### 第七条（国及び都道府県又は市町村の貸付けの条件の基準）

法第十一条第一項の国の貸付金に関する貸付けの条件の基準は、貸付金の償還期間が二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内であり、かつ、その償還が均等半年賦償還の方法によるものであることとする。

##### ２

法第十一条第一項の国の貸付けに係る都道府県又は市町村の貸付金に関する貸付けの条件の基準は、次のとおりとする。

###### 一

貸付金の償還期間が二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内であり、かつ、その償還が均等半年賦償還の方法によるものであること。

###### 二

貸付けを受ける立体交差化工事施行者は、国又は都道府県若しくは市町村が、貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るため必要があると認めて、当該立体交差化工事施行者の業務及び資産の状況に関し報告を求め、又はその職員に、当該立体交差化工事施行者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を調査させ、若しくは関係者に質問させる場合において、報告をし、立入調査を受忍し、又は質問に応じなければならないこと。

#### 第八条（省令への委任）

この政令に規定するもののほか、補助及び資金の貸付けの申請の手続その他法第十条第一項の規定による補助及び法第十一条第一項の規定による資金の貸付けに関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

# 附　則

この政令は、公布の日から施行する。

##### ２

旅客会社（旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第一項に規定する旅客会社をいう。）又は日本貨物鉄道株式会社が保安設備整備計画に係る改良の工事を昭和六十二年四月一日から同年十二月三十一日までの間に完了する場合における当該保安設備整備計画の実施に要する費用については、当該旅客会社又は日本貨物鉄道株式会社を第一条第一号に掲げる要件に該当する鉄道事業者とみなす。

# 附　則（昭和四〇年三月二九日政令第五七号）

この政令は、昭和四十年四月一日から施行する。

# 附　則（昭和四四年七月一七日政令第一九八号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和四七年五月八日政令第一七二号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和六二年三月二〇日政令第五四号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一二年六月七日政令第三一二号）

この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

# 附　則（平成一三年三月七日政令第四三号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一三年三月三〇日政令第一三四号）

この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一八年三月三一日政令第一五二号）

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二三年三月三一日政令第八五号）

この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二八年三月三一日政令第一八二号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。